

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和 50 年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成 21 年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、昨年度、年収 590 万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収 720 万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この 10 年間で、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収 910 万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約 12 万円の学費で通うことのできる国公立高校と比べて、私立高校にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の 3 人に 1 人が私学に通っており、約 90%が進学する高校教育において、学費の「公私間格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私立学校が国公立学校と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助を来年度以降も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私立学校の重要性にかんがみ、父母負担の公私間格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助を充実させ、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 27 日

愛知県丹羽郡大口町議会

内閣総理大臣 菅 義偉

文部科学大臣 萩生田 光一

財務大臣 麻生 太郎

総務大臣 武田 良太